

# 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

平成 26 年 9 月 25 日  
南砺市総務部財政課

平成 25 年度決算に基づく平成 26 年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により公表いたします。

なお、この法律は、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けること、“市”の財政健全化及び“公営企業”の経営健全化を促進することを目的として制定されました。

当市では、より健全な財政運営の実現に向けて本比率を活用し、年度間の比較や他市との比較などを継続的に行います。

## ○「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

- ①実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ②連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ③実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金の標準財政規模に対する比率  
(平成 23 年度～平成 25 年度の平均値です。)
- ④将来負担比率：一般会計等が将来負担する負債の標準財政規模に対する比率

※①～④をあわせて「健全化判断比率」といいます。

※標準財政規模は、23,531,682 千円です。

- ⑤資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

## ○当市の状況について

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
健全化判断比率	－（なし） 参考：実質赤字比率 6.92%	－（なし） 参考：連結実質赤字比率 24.22%	8.1%	－（なし）

＜参考＞当市に適用される基準

早期健全化基準	12.19%	17.19%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定が必要です。

※①, ②, ③のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画の策定が必要です。

	⑤資金不足比率
水道事業会計	－
病院事業会計	－
下水道事業会計	－
簡易水道事業特別会計	－
工業用地造成事業特別会計	－

※「－」は、資金不足でないことを表します。

＜参考＞

当市に適用される経営健全化基準  
20.0%

※資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画の策定が必要です。